

## 地域未来投資促進法に基づく減収補てん措置に関するQ&A集

令和 7 年 4 月 1 日  
経 済 産 業 省  
経 済 産 業 政 策 局  
地域経済産業政策課

### 1. 対象地方公共団体・対象税目

問 1－1. 本制度の対象となる地方公共団体は、どのような地方公共団体ですか。

- 財政力指数が 0.52 未満の都道府県又は 0.67 未満の市町村が対象です（減収額の補てん率は  $3/4$  となります）。
- なお、財政力指数が 0.67 以上 0.80 未満の市町村においても、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「総務省令」という。）第 1 条第 1 号から第 4 号に定める要件を満たす事業が行われる場合、本制度の対象となります。（ただし、当該市町村の減収額の補てん率は  $1/4$  となります。また、令和 7 年 3 月 31 日以前に地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合については、総務省令第 1 条第 1 号に定める労働生産性の伸び率の要件が 4 % 以上である場合は本制度の対象となるよう、経過措置を設けています）
- 財政力指数は、当該地方公共団体の区域に係る基本計画の同意日の属する年度前 3 年度内の各年度に係る基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの  $1/3$  の数値を指します。

問 1－2. 本制度の対象となる税目は、どの税目ですか。

- 不動産取得税（都道府県税）と固定資産税（市町村税（※））です。

（※）大規模な償却資産に対する固定資産税の一部は都道府県税となります。

問 1－3．本制度の対象となる地域経済牽引事業はどのようなものですか。

- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 5 条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた事業となります。
- 主務大臣の確認を受けるための要件については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成 29 年告示第 1 号）に規定しています。詳細については経済産業省 H P を御確認ください。

[経済産業省 H P（地域未来投資促進税制について）](#)

## 2. 対象資産

問 2－1. 本制度の対象となる資産は、どのような資産ですか。

- 家屋又は構築物とその敷地である土地です。

問 2－2. 中古物件（居抜き物件）も本制度の対象資産となりますか。

- 中古物件（居抜き物件）も本制度の対象資産となります。

問 2－3. 対象資産に含まれるかどうかは、どのように判断されますか。

- 承認された地域経済牽引事業計画に基づき事業の用に直接供するものかどうかについて、客観的に判断されます。
- 個別のケースで迷われる際は、総務省自治財政局交付税課へお問い合わせください。
- なお、各地方公共団体におかれては、製造業・旅館業の取扱いについて、「低開発地域工業開発促進法、産炭地域振興臨時措置法、半島振興法及び過疎地域活性化特別措置法に基づく課税免除等の取扱要領について」（昭和46年12月22日付け自治高第115号 各都道府県総務部長宛自治省財政局長通達）及び「低開発地域工業等導入促進法等に基づく課税免除等の取扱要領の一部改正について」（平成4年3月31日付け自治交第37号 各都道府県総務部長あて自治省財政局交付税課長通知）を参考としてください。

### 3. 取得価額

問3－1. 本制度の対象となる資産の取得価額として、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる資産の取得価額は、
  - ①当該資産の購入対価
  - ②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等）
  - ③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（内部取付費用、据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

問3－2. 取得価額は、消費税抜きで計算しますか。消費税込みで計算しますか。

- 取得価額の取扱いに関し、消費税の額を含めるかどうかは、それぞれの事業者の経理方式によります。
- すなわち、資産について税込経理を行っている場合には消費税込みで計算することとなり、税抜経理を行っている場合には消費税抜きで計算することとなります。

問3－3. 本制度の対象要件となる取得価額の下限（1億円（農林漁業及びその関連業種は5,000万円））に関して、個別の対象資産一つ一つの取得価額により判断されますか。対象資産全体の合計額により判断されますか。

- 対象資産全体の合計額により判断されます。

問3－4. 本制度の対象要件となる取得価額の下限に関して、農林漁業及びその関連業種であるかどうかは、どのように判断されますか。

- 地域経済牽引事業計画の承認申請書に記載されている「地域経済牽引事業の内容」及び「関連する業種」を踏まえ、日本産業分類による業種分類に基づき、総合的に判断されます。
- 個別のケースで迷われる際は、総務省自治財政局交付税課へお問い合わせください。

#### 4. 適用期限等

問4－1. 本制度の適用期限はいつまでですか。

- 対象資産を令和10年3月31日までに設置した事業者に課税免除又は不均一課税を行った場合となります。
- ただし、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに同意を得た基本計画については、同意日から起算して5年内に対象資産を設置した事業者に課税免除又は不均一課税を行った場合に、本制度が適用されます。

問4－2. 対象資産の「設置」とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- 土地については、当該土地を取得したときを指します。
- 家屋・構築物については、当該家屋・構築物の所有権が移転したときを指します。

問4－3. 地域経済牽引事業計画の承認前に土地を取得した場合について、本制度の適用を受けることはできますか。

- 総務省令では、基本計画の同意日以後に土地を取得した場合を対象としており、地域経済牽引事業計画の承認前に土地を取得した場合であっても、取得日が基本計画の同意日以後であれば適用されます。

## 5. その他

問 5－1. 地域経済牽引事業者が対象資産について補助金による支援を受けている場合でも、本制度の適用を受けることはできますか。

- 本制度の適用を受けることはできます。
- なお、地域経済牽引事業者が法人税法上の圧縮記帳を行った場合については、圧縮記帳前の金額を本制度における「取得価額」として取り扱います。

問 5－2. 複数の者（A及びB）が共同して地域経済牽引事業を実施し、AがBに対して貸付けを行う場合でも、本制度の適用を受けることはできますか。

- 複数の者（A及びB）が共同して地域経済牽引事業を実施し、AがBに対して貸付けを行う場合でも、本制度の適用を受けることはできます。

問 5－3. 地域経済牽引事業者が地域経済牽引事業計画を中止した場合、本制度の適用はどのように取り扱われますか。

- 計画を中止した翌年度の課税分からは本制度の対象になりませんが、計画を中止した年度までに課税免除又は不均一課税を行ったものは適用対象となります。

問 5－4. 対象施設を事業の用に供した事業年度から 5 年間の労働生産性の伸び率の年平均について、労働生産性の伸び率はどのような計算方法で算出することになりますか。また、年平均はどのような計算方法で算出することになりますか（総務省令第 1 条第 1 号）。

- 各事業年度における労働生産性の伸び率は次の計算式で算出することとしています。  
$$(X1/Y1) / (X2/Y2)$$

X 1：当該事業年度における付加価値額  
Y 1：当該事業年度における労働者数  
X 2：前事業年度における付加価値額  
Y 2：前事業年度における労働者数
- また、労働生産性の伸び率の年平均は、承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第 2 条第 2 3 号に規定する減価

償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）で算出することとしています。

問5－5．承認地域経済牽引事業について、3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれることとは、どのように判断されますか（総務省令第1条第4号）。

- 承認地域経済牽引事業の付加価値額については、実施期間の最終年度単年に創出される付加価値額から、開始前の付加価値額を差し引いた付加価値額が3億円以上であることとします。なお、実施期間が5年に満たない場合においても、3億円以上の付加価値額が創出される見込みであることが必要となります。

問5－6．承認地域経済牽引事業者の平均付加価値額（前々事業年度及び前事業年度の付加価値の年平均）について、前々事業年度及び前事業年度は具体的にどの年度を基準に判断されますか（総務省令第1条第4号）。

- 前々事業年度及び前事業年度は、当該承認地域経済牽引事業者が課税特例の確認申請を行った年度を基準に判断されます。

#### <お問い合わせ先>

|                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 | : TEL 03－3501－1697 |
| 総務省 自治財政局 交付税課          | : TEL 03－5253－5624 |